

保医発 0305 第 9 号
令和 6 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

- 1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,224点
- (2) 4分の3冠 1,530点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 350点
 - b 複雑なもの 647点
 - ロ 5分の4冠 814点
 - ハ 全部金属冠 1,024点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 238点
 - b 複雑なもの 473点
 - ロ 4分の3冠 585点
 - ハ 5分の4冠 585点
 - ニ 全部金属冠 733点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	24 点
b	複雑なもの	41 点
ロ	5分の4冠	54 点
ハ	全部金属冠	66 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	15 点
b	複雑なもの	31 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	38 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	38 点
ニ	全部金属冠	48 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	585 点
(2)	小白歯	585 点
(3)	大白歯	814 点
2	銀合金	
(1)	前歯	38 点
(2)	小白歯	38 点
(3)	大白歯	54 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	350 点
ロ	小白歯・前歯	238 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	24 点
ロ	小白歯・前歯	15 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	913 点
2	銀合金を用いた場合	107 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,179点

ロ 小臼歯 888点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 53点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 708点

ロ 小臼歯 888点

ハ 大臼歯 1,179点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,587 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,291 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,291 点
	ロ 犬歯・小白歯	991 点
	ハ 前歯（切歯）	763 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	943 点
	ロ 犬歯・小白歯	737 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	647 点
	ロ 犬歯・小白歯	563 点
	ハ 前歯（切歯）	522 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	756 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	585 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	261 点
(2)	犬歯・小白歯	281 点
(3)	大白歯	323 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	38 点
(2)	犬歯・小白歯	38 点
(3)	大白歯	38 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 647 点

ロ 小白歯・前歯 473 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 41 点

ロ 小白歯・前歯 31 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,511 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 100 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,224点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,530点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>350点</u> b 複雑なもの <u>647点</u> ロ 5分の4冠 <u>814点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,024点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>238点</u> b 複雑なもの <u>473点</u> ロ 4分の3冠 <u>585点</u> ハ 5分の4冠 <u>585点</u> ニ 全部金属冠 <u>733点</u> 3 銀合金	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,179点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,473点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>365点</u> b 複雑なもの <u>675点</u> ロ 5分の4冠 <u>849点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,069点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>248点</u> b 複雑なもの <u>494点</u> ロ 4分の3冠 <u>610点</u> ハ 5分の4冠 <u>610点</u> ニ 全部金属冠 <u>765点</u> 3 銀合金

(1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 <u>54点</u> ハ (略)	(1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 <u>53点</u> ハ (略)
(2) (略)	(2) (略)
M010-2 (略)	M010-2 (略)
M010-3 接着冠 (1歯につき)	M010-3 接着冠 (1歯につき)
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1) 前歯 <u>585点</u>	(1) 前歯 <u>610点</u>
(2) 小臼歯 <u>585点</u>	(2) 小臼歯 <u>610点</u>
(3) 大白歯 <u>814点</u>	(3) 大白歯 <u>849点</u>
2 銀合金	2 銀合金
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 大白歯 <u>54点</u>	(3) 大白歯 <u>53点</u>
M010-4 根面被覆 (1歯につき)	M010-4 根面被覆 (1歯につき)
1 根面板によるもの	1 根面板によるもの
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大白歯 <u>350点</u>	イ 大白歯 <u>365点</u>
ロ 小臼歯・前歯 <u>238点</u>	ロ 小臼歯・前歯 <u>248点</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 <u>913点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 <u>953点</u>
2 銀合金を用いた場合 <u>107点</u>	2 銀合金を用いた場合 <u>106点</u>
M011-2~M016-3 (略)	M011-2~M016-3 (略)
M017 ポンティック (1歯につき)	M017 ポンティック (1歯につき)
1 鋳造ポンティック	1 鋳造ポンティック
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大白歯 <u>1,179点</u>	イ 大白歯 <u>1,231点</u>

ロ 小臼歯	<u>888 点</u>	ロ 小臼歯	<u>927 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	<u>53 点</u>	大白歯・小臼歯	<u>52 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>708 点</u>	イ 前歯	<u>740 点</u>
ロ 小臼歯	<u>888 点</u>	ロ 小臼歯	<u>927 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,179 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,231 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤（1 個につき）		M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,587 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,528 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,291 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,243 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	<u>1,291 点</u>	イ 大白歯	<u>1,243 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>991 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>954 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>763 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>735 点</u>
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>943 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>984 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>737 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>770 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	<u>647 点</u>	イ 大白歯	<u>675 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>563 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>587 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>522 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>545 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤（1 個につき）		M021 線鉤（1 個につき）	

1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>756 点</u>	(1) 双子鉤	<u>729 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>585 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>563 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>261 点</u>	(1) 前歯	<u>272 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>281 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>294 点</u>
(3) 大臼歯	<u>323 点</u>	(3) 大臼歯	<u>338 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>647 点</u>	イ 大臼歯	<u>675 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>473 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>494 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,511 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,577 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	